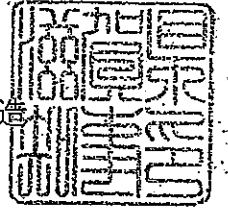


滋水第 667 号  
令和 4 年 (2022 年) 7 月 26 日



琵琶湖海区漁業調整委員会  
会長 谷口 孝男 様

滋賀県知事 三日月 大造



知事許可漁業の制限措置および許可等の申請期間について (諮問)

このことについて、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則 (令和 2 年滋賀県規則第 103 号) 第 4 条第 1 項第 1 号に規定するえびだつべ漁業、同項第 8 号に規定するよし巻漁業、同項第 9 号に規定するかご漁業、同項第 10 号に規定する竹筒漁業、同項第 11 号に規定する延縄漁業および同項第 12 号に規定する引縄釣漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を定めるにあたり貴委員会の意見を問います。

滋賀県告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則（令和 2 年滋賀県規則第 103 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定するえびたつべ漁業、同項第 8 号に規定するよし巻漁業、同項第 9 号に規定するかご漁業、同項第 10 号に規定する竹筒漁業、同項第 11 号に規定する延縄漁業および同項第 12 号に規定する引縄釣漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定め、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

令和 4 年 月 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
えびたつべ漁業（動力漁船を使用するもの）	定数なし	5 トン以下	127 キロワット以下	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
えびたつべ漁業（動力漁船を使用しないもの）	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
よし巻漁業	定数なし	—	—	琵琶湖	7 月 20 日から翌年 4 月 30 日まで	滋賀県に住所を有する者
かご漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
竹筒漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
延縄漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
引縄釣漁業	定数なし	—	—	琵琶湖	12 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで	滋賀県に住所を有する者

2 申請期間 令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで

## 随時許可漁業の制限措置および申請期間について

えびたつべ漁業、よし巻漁業、かご漁業、竹筒漁業、延縄漁業および引縄釣漁業（以下「随時許可漁業」という。）の申請期間が令和4年9月30日をもって期限を迎えるため、引き続き許可できるよう新たな制限措置と申請期間を定めることとします。

### （１）制限措置

これら許可漁業の制限措置については、琵琶湖の限りある水産資源の保護と活用を同時に図るためには県内の漁業者による調整が欠かせないことから、現行の制限措置の内容に加えて漁業を営む者の資格として「滋賀県に住所を有する者」を新たに定めることとします。

#### 現在有効な制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
えびたつべ漁業 （動力漁船を使用するもの）	定数なし	5トン以下	127キロワット以下	県内全域	周年	—
えびたつべ漁業 （動力漁船を使用しないもの）	定数なし	—	—	県内全域	周年	—
よし巻漁業	定数なし	—	—	琵琶湖	7月20日から翌年4月30日まで	—
かご漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	—
竹筒漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	—
延縄漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	—
引縄釣漁業	定数なし	—	—	琵琶湖	12月1日から翌年9月30日まで	—



#### 新たに定める制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
えびたつべ漁業 （動力漁船を使用するもの）	定数なし	5トン以下	127キロワット以下	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
えびたつべ漁業 （動力漁船を使用しないもの）	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
よし巻漁業	定数なし	—	—	琵琶湖	7月20日から翌年4月30日まで	滋賀県に住所を有する者
かご漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
竹筒漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
延縄漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
引縄釣漁業	定数なし	—	—	琵琶湖	12月1日から翌年9月	滋賀県に住所を有する者

					30日まで	
--	--	--	--	--	-------	--

(2) 申請期間

随時許可漁業の許可の申請期間は、令和4年10月1日から令和5年9月30日までとします。

漁業種類	現在有効な公示の申請期間	新たに公示する申請期間
えびたつべ、よし巻、かご、竹筒、延縄および引縄釣	令和3年10月1日から 令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から 令和5年9月30日まで

(3) 随時許可漁業の許可の有効期間（参考）

第587回琵琶湖海区漁業調整委員会において諮問・答申いただいたとおり、随時許可漁業については令和8年度から一斉切り替え方式を採用する予定をしており、これに伴って各漁業の許可の満了日を統一するべく許可の有効期間を短縮しております。

このことから、今回新たに申請を受け付ける漁業についても引き続き同様の方針のもとに許可の有効期間を短縮して許可することとします。

漁業種類	適用する許可日の範囲	許可の満了日
えびたつべ漁業	令和4年1月1日から令和8年12月31日までに許可するもの	令和8年12月31日
よし巻漁業、かご漁業、竹筒漁業、延縄漁業	令和3年12月1日から令和8年11月30日までに許可するもの	令和8年11月30日
引縄釣漁業	令和3年11月22日から令和8年10月31日までに許可するもの	令和8年10月31日